

声明

私たちは細川首相の慶州発言を支持し、隣国の人々、アジアの人々との関係を思い切って改めることを提案する

細川首相は十一月六日、韓国慶州での金泳三大統領との会談において、日本語の強制使用、創氏改名、慰安婦、強制連行など具体的に列挙しつつ「わが国の植民地支配によって、耐え難い苦しみと悲しみを経験されたことについて、加害者として心から反省し、深く陳謝したい」と表明しました。

私たちは、日本の首相が戦後四十八年目にして、植民地支配を植民地支配と呼んで、そのもたらした苦しみに対して韓国国民に謝罪を表明したことを、感動と緊張の入り交じった気持ちで聞きました。

日本は一九六五年に南の大韓民国との間に条約を結び国交を樹立しましたが、朝鮮併合の事実の評価についてさえ両国の主張は対立し、条約をそれぞれの好きなように解釈することで、かろうじて妥協がなつたのでした。そして北の朝鮮民主主義人民共和国とは二年前に国交交渉が始まりましたが、いまは交渉さえ中断しています。

しかし、出直しをするのに遅すぎることはありません。今なら人々の恨みを解くのに、なんとか間に合います。

首相の発言は国民の多数の声を反映したものであり、これを国民全体の声、全国民の姿勢にしなければなりません。そして、国民一人ひとりが自分の問題として考え、首相の発言に自分たちの声を加えていくべきです。そのために私たちは、国会がかねてより望まれてきた過去の戦争と植民地支配に対する反省の「決議」をすみやかに採択してくれることを切望します。首相の謝罪に反発する国会議員がいることを私たちは知っています。その人たちには、あらためて朝鮮、さらにはアジアの人々との真の和解が必要ではないのか、それなくして日本の将来があるのかを考えてほしいと思います。

謝罪は、それをすれば過去を消すことができる「みそぎ」のようなものではなく、新しい努力のはじまりを意味します。植民地支配やアジアへの侵略によってもたらされた被害と苦痛に対して謝罪するとすれば、それは教育と補償と共生の努力によって裏付けられなければなりません。

謝罪を次世代の教育に生かしていくことは、宮沢前首相も韓国国会での演説で述べましたが、細川首相はこのたび、「両国間の過去の真実を歴史の教訓として子々孫々に伝えることが、われわれとして最も大きな使命だと思う」とさらに明解に表明しました。

いまは実行の時です。歴史教科書により正しい認識が盛り込まれるようにするために、例えば、日本と韓国、北朝鮮の歴史家や歴史教師の間の討論や協力、さらには副読本の共同執筆なども組織されることが望まれます。韓国には天安に独立記念館が、北朝鮮には平壤に革命博物館があり、日本の植民地統治と民族的抵抗についての展示がなされています。日本においても、日本と朝鮮の歴史的関係のすべてを展示する国立博物館が必要でしょう。また、現在政府の手で建設が進められている「戦没者追悼平和記念館」の展示にも謝罪の精神が貫かれることが必要です。大人も、子供も、日本と朝鮮の間にあった歴史の真実を知るためにまず努力していかなければなりません。

謝罪をわれわれの努力で表すとき、重要なのは、被害を受けた人々に対する補償ということです。

サンフランシスコ平和条約は、日本が被害を与えた国に賠償を支払う義務があることを明記しながら、一方で日本の経済状態は「現在充分でない」として、多くの連合国が賠償請求権を放棄しました。このことを

われわれはほとんど忘れてきました。十五年にわたる侵略戦争をした中国との関係では、日本政府は蒋介石国民党政府が日本の賠償責任の確認を求めたとき、これを拒絶しました。そして、中華人民共和国政府が賠償請求を放棄すると表明したのを受け入れて、国交を樹立しました。経済が疲弊し、生活に余裕がないので免除してもらったのですから、余裕ができた今は、少なくとも当然の補償要求には応えるべきでしょう。戦争中の非人道的行為に対しては補償が必要とされています。

日韓条約の付属協定の中で、請求権問題は「完全かつ最終的に解決した」と宣言されていますが、それは日本の外務省の見解によっても、請求権をもつ人々について、韓国政府が外交保護権を行使しないということとを意味するにすぎないのです。三十六年間の植民地支配の末に十五年戦争に駆り出された朝鮮の人々が当然の要求を出せば、支払いがなされなければなりません。

あの戦争に軍人軍属として動員された人々は、BC級戦犯にされた人々も含めて、日本国民でなくなったという理由で、戦後いかなる援護も日本の国家から受けてきませんでした。戦争中強制連行されて日本各地で労役につけられた人々に対しても、いかなる補償もなされていないのです。日本国家によって強制的に「軍隊慰安婦」にされた女性たちの苦しみに対しては、決して物質的な手段で償うことはできませんが、謝罪の表現の方法として補償も考える必要があります。

いまは日本は未曾有の不況で、財政的にも苦しい状態ですが、国民一人ひとりが一定額を負担することを覚悟して、補償の道に踏み出すことが必要ではないでしょうか。謝罪が補償の努力を欠けば、その真剣さが疑われ、人々の恨みを解くことができないのです。

さらに謝罪は、不幸な歴史の故に日本に定住するようになった人々とその子孫、在日韓国・朝鮮人と私たちがコミュニティの一員として、共生していく努力によって完成されなければなりません。

私たちの社会の中で、在日韓国・朝鮮人はいまなお有形・無形の差別を受けています。日本は単一民族からなる国だというような神話に固執するのではなく、私たちは、先住民たるアイヌ民族に加えて、韓国・朝鮮人と一緒にこの国に生きているということをはっきり認識し、差別のない共生の道を求めなければなりません。

改善を要する点が無数にあります。日本の企業は韓国・朝鮮人を一定数は採用するという積極的方針をもつべきではないでしょうか。地方自治体の公務員に韓国・朝鮮人はなれないように自治省が指導しているのはなぜでしょうか。地方自治体の選挙権は韓国・朝鮮人にも認められるべきではないでしょうか。朝鮮高校は各種学校だからとして高校スポーツの世界から閉め出されてきましたが、このほど高体連が大会への参加を認めました。これはよい前進です。この機会に一緒に仲間として遇する方向にもっと進んでほしいものです。在日韓国・朝鮮人にも戦争被害者の援護法は適用されてきませんでした。

あまりにも心ないことが多くありました。この現状を思い切って破り、私たちの社会の中で在日韓国・朝鮮人との関係を抜本的に改める共生のプログラムを立て、実行すべきだと考えます。

もっとも近い国、韓国・朝鮮。私たちの隣人から信頼され、協力して生きることができなければ、私たちはアジアの人々、さらには世界の人々から真の信頼を受け、国際社会の名誉ある一員として生きることができません。隣人の支持と承認なしには、国際貢献を語ることも不可能でしょう。

経川首相の発言に国民の努力を加え、隣国の国民との関係を改める努力をいまから開始して、戦後五〇年、植民地支配の終わりから五〇年にあたる一九九五年までに、大きな転換を成し遂げるよう呼びかけたいと思います。

一九九三年十二月七日

荒井 信一（日本の戦争責任資料センター代表）

内海 愛子（恵泉女学院教員）

大江健三郎（作家）

鈴木 二郎（創価大学教授）

隅谷三喜男（東京大学名誉教授）

関谷 綾子（東京YWCA会長）

相馬 信夫（カトリック名古屋教区司教）

高木 健一（弁護士）

高崎 宗司（津田塾大学教授）

竹内謙太郎（日本キリスト教協議会議長）

田中 宏（一橋大学教授）

角田 房子（作家）

鶴見 俊輔（哲学者）

新美 隆（弁護士）

西川 濯（早稲田大学教授）

旗田 巍（東京都立大学名誉教授）

三浦 綾子（作家）

水野 直樹（京都大学助教授）

宮田 節子（早稲田大学講師）

矢沢 康祐（朝鮮史研究会会長）

山住 正巳（東京都立大学教授）

山田 昭次（立教大学教授）

米倉齊加年（俳優）

和田 春樹（東京大学教授）

END